第７号様式（第９条関係）
（その１）

収　支　報　告　書

平成 26 年分

（ふりがな）
1　政治団体の名称
（かねこかずよしこうえんかい）
金子一義後援会

2　主たる事務所の所在地
高山市初田町１－５８－１５

3　代表者の氏名
北村　斉

4　会計責任者の氏名
渡辺　真理

事務担当者の氏名
渡辺　真理
（電話）0577-32-0395
（電話）

岐阜県選挙管理委員会 受 27.5.26 高山市 村

政治団体の区分	
□ 政党	□ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
□ 政党の支部	☑ その他の政治団体
□ 政治資金団体	□ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
□ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	国会議員関係政治団体の区分
☑ 無	□ 政治資金規正法第19条の7第1項第１号に係る国会議員関係政治団体
□ 有（この場合は以下を記入）	☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の種類	公職の候補者の氏名：金子一義
資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類：衆議院議員（現職）

資金管理団体の指定の期間	国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成　年　月　日から	平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで	平成　年　月　日まで

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

（全欄要記入）

	十億	百万	千	円
収入総額				0
（前年からの繰越額）				0
（本年の収入額）				0
支出総額				0
翌年への繰越額				0

２　収入項目別金額の内訳

（１）　個人の負担する党費又は会費

	十億	百万	千	円
金額				0
員数				0人

（２）　寄附

ア　寄附（イを除く。）の区分	金額 十億	百万	千	円	備考
（ア）個人からの寄附				0	一様式（その７－１）の合計金額
［うち特定寄附］				0	
（イ）法人その他の団体からの寄附				0	一様式（その７－２）の合計金額
（ウ）政治団体からの寄附				0	一様式（その７－３）の合計金額
小計（ア）＋（イ）＋（ウ）				0	
［寄附のうち寄附のあっせんによるもの］				0	一様式（その８）の合計金額
イ　政党匿名寄附				0	一様式（その９）の合計金額
合計（ア＋イ）				0	

（その１７）

資　産　等　の　状　況

１　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が１００万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が１００万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が１００万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が１００万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が１００万円を超える借入金	□	☑	

（注）「有」に「レ」を記入した場合は、項目別に別葉で、様式（その１８）にその内訳を記載してください。

（その２０）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

- 領収書等の写し
- 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成17年5月26日

政治団体の名称　金子一義後援会

会計責任者の氏名　渡辺真理　㊞

（備考）
「会計責任者の氏名」欄は、記名押印または署名とし、署名の場合は必ず会計責任者本人が自署してください。

政治資金監査報告書

平成27年5月12日

金子一義後援会
代表　北村　斉　　殿

登録政治資金監査人　伊東　城
登　録　番　号　　第１８９７号
研修終了年月日　　平成２１年５月２５日

1　監査の概要

（1）　私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、金子一義後援会の平成２６年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）　この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）　私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書ついて、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）　この政治資金監査は、同一の国会議員に係る複数の国会議員政治団体の政治資金監査を実施する場合において、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると私が判断したため、東京都千代田区永田町2-1-2衆議院第二議員会館913号室において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）　法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。なお、政治資金監査の対象期間においては、金子一義後援会に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

（2）　法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）　法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。

（4）　法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3　業務制限

金子一義後援会と私の間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実は無い。また、金子一義後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上